

○情報倫理ガイドライン

平成18年3月1日

(はじめに)

本学は、公共性を有する法人として社会的責任に応えるため、平成17年4月1日施行の個人情報保護法の施行を機に情報倫理に関するガイドラインを以下の通り整理し、公布します。本学の信用・名声は、情報の適正な取り扱いにかかっているとと言っても過言ではありません。役員、教職員(以下「職員等」という。)は、このガイドラインを遵守し、本学の信用を守り、社会からの一層の信頼を得るよう努めなければなりません。

(情報の適正管理)

職員等は、職務上取り扱う情報、とりわけ学生、患者、職員など、個人を識別できる情報(以下「個人情報」という。)や、産学共同研究に関する情報などで機密保持が必要な情報を適正に管理し、本学の承認を得ずに、第三者に開示したり、漏洩してはなりません。なお第三者には、近親者も含まれます。

(個人情報の取り扱い)

個人情報は、入手、利用、伝達、保管、廃棄などの全ての局面で適正に取り扱わなければなりません。職員等は、本学が定めた個人情報保護に関する基本方針及び別に定める個人情報管理規程を守って下さい。

(知的財産の適正管理)

学外との共同研究の場合を含め、研究開発に関する機密情報は、本学に帰属する重要な知的財産です。学内での利用は、職務上、情報を必要とする職員等のみに限るように管理して下さい。本学に帰属する研究開発の成果は、本学の事前の承認を得たときに限り、公表あるいは、第三者に提供することができます。

(知的財産権の尊重)

コンピュータ・プログラムやコンテンツなどの知的財産を利用する場合には、権利者から利用許諾を受けたうえで、ライセンス条件に従って利用し、無断複製や送信、条件違反の利用を行わず、他者の知的財産権を尊重する行動をとって下さい。

(情報の不当利用の禁止)

職員等は、例えば産学共同研究の機会に得た株価に影響する未公開情報など、職務に関連し入手した未公開情報を利用して、株式や不動産などの取引をしたり、事業に投資したり、また第三者を介してこのような行為をしてはなりません。

(情報システムの適切な使用)

本学の情報システムは、学内の業務用に取得し、設置、運営されているものです。業務に関係のないホームページやサイトにアクセスするために利用してはなりません。

(適正な記録と報告)

本学の教育・研究・医療は、基礎となる資料が事実に基づく場合にのみ、適正に行われるものです。研究成果の報告、科学研究費補助金等の取扱い、診療報酬の請求、大学に対

する立替金の請求など、職員等が作成する全ての記録と報告は、常に事実に基づく、正確なものでなければなりません。

(名誉毀損)

本学は、より良い教育・研究・医療を目指し、他大学と公正に競争しなければなりません。職員等は、他大学を含め、他人を侮辱したり、人の名誉や信用を傷つけるような発言をしないようにして下さい。とりわけ電子メールによる発言は、不用意に行いがちですから注意して下さい。

(公的な発言)

政治的な発言を含め、公共問題に関する発言は、本学の事前の承認を得た場合を除き、個人の発言であることを明確にし、誤解のないように行って下さい。

(国・地方自治体に対する届出・報告)

行政庁、司法機関、地方自治体など官公庁に対する各種の届出、報告、申請などは事実に基づき適正に行われるべきであることは言うまでもありません。官公庁に対する届出、報告などは、常に定められた手続きを経て行って下さい。官公庁からの問い合わせまたは調査に応じる場合も、同様です。

(報道機関への対応)

本学の組織、運営、活動などに関する報道機関からの問い合わせに対しては、広報担当者として指名された者が対応します。このような問い合わせがあった場合は、自らは回答せず、相手方の連絡先を確認したのち、広報担当者に知らせて下さい。

(ヘルプライン)

このガイドラインの運用・解釈に関する質問、またはガイドライン違反の通報は、実名または匿名で、総務局企画調査室長宛に行うことができます。本学は、質問者または通報者に対する差別または報復を行いません。

本学は問題等が発生した場合には、下記の対応図に基づき三学部六病院担当理事のもとに調査検討委員会を設置し、さらに大学または法人全体に係わる問題については理事会のもとに同様の委員会を設置し、迅速かつ適切に対応を行います。

問題等発生時の対応図

